

保険料を世帯主の口座振替により支払うことにより、世帯としての 所得税・個人住民税負担が少なくなるケース(世帯構成、所得などの目安)

- 次のような世帯の構成、世帯員の方の収入・所得状況の場合には、**長寿医療制度被保険者の方の保険料のお支払い方法を、年金からのお支払いから世帯主の口座振替に切り替えることにより、世帯としての所得税・個人住民税の負担が少なくなることがあります。**
- ただし、世帯主が支払う社会保険料(長寿医療制度保険料・介護保険料・国民健康保険料・年金保険料など)や、所得税・個人住民税の税額に影響する諸控除は、個々に異なることから、これらを勘案しない収入・所得の目安金額を示したものであり、実際には負担が軽くなる場合があります。

夫婦2人世帯

世帯主 ○夫 75歳 年金収入のみ
○妻 75歳 年金収入のみ

<所得税についての目安>

○妻の収入が年158万円以下で、
○夫の収入が年206万円超の場合

<個人住民税についての目安>

○妻の収入が年155万円以下で、
○夫の収入が年222万円超の場合

子と同居している夫婦3人世帯

○夫75歳 年金収入のみ
○妻75歳 年金収入のみ
世帯主 ○子45歳 事業収入のみ

<所得税についての目安>

○夫・妻の収入が、それぞれ年158万円以下で、
○子の事業所得が年154万円超の場合

<個人住民税についての目安>

○夫・妻の収入が、それぞれ年155万円以下で、
○子の事業所得が年137万円超の場合

子ども夫婦、孫2人と同居している夫婦6人世帯

○夫75歳 年金収入のみ
○妻75歳 年金収入のみ
世帯主 ○子45歳 事業収入のみ
○子の配偶者 45歳 収入なし
○孫二人 17歳・11歳 収入なし

<所得税についての目安>

○夫・妻の収入が、それぞれ年158万円以下で、
○子の事業所得が年293万円超の場合

<個人住民税についての目安>

○夫・妻の収入が、それぞれ年155万円以下で、
○子の事業所得が年242万円超の場合

算定の基準、根拠など

○目安となる収入・所得金額は、下記の控除額等から算定

<所得税>

○公的年金等控除 120万円
○基礎控除 38万円
○配偶者控除 38万円(70歳以上48万円)
○扶養控除 38万円(特定63万円・同居老親58万円)

<個人住民税>

○公的年金等控除 120万円
○生活保護1級地における所得割の非課税限度額
・35万円×(本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数)+32万円
・控除対象配偶者及び扶養親族がない場合
35万円

○夫75歳 年金収入のみ
○妻75歳 年金収入のみ
世帯主 ○子45歳 給与収入のみ

<所得税についての目安>

○夫・妻の収入が、それぞれ年158万円以下で、
○子の給与収入が年245.7万円超の場合

<個人住民税についての目安>

○夫・妻の収入が、それぞれ年155万円以下で、
○子の給与収入が年221.4万円超の場合

○夫75歳 年金収入のみ
○妻75歳 年金収入のみ
世帯主 ○子45歳 給与収入のみ
○子の配偶者 45歳 収入なし
○孫二人 17歳・11歳 収入なし

<所得税についての目安>

○夫・妻の収入が、それぞれ年158万円以下で、
○子の給与収入が年433.7万円超の場合

<個人住民税についての目安>

○夫・妻の収入が、それぞれ年155万円以下で、
○子の給与収入が年370万円超の場合